福井市越廼中学校　いじめ防止基本方針

令和５年４月１日　改訂

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない、いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切である。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものである。

１　いじめの防止等の対策に関する基本理念

①　本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視する。

②　本校は、すべての生徒が、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努める。

③　本校は、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組む。

２　いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指す。また、けんかやふざけ合いをいじめから除外せず、背景にある事情の調査を行い、被害児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか、否かを判断する。

３　いじめの防止等のための具体的取組

（１）「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子供を育てる教育

①　ほめて伸ばす教育

生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高める。

②　人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、ボランティア活動への参加や発達障害のある生徒への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てる。

③　体験活動の推進

集団宿泊体験や学校行事、さらに部活動を通して生徒の絆を強め、互いに認め合い助け合う心を育てる。

④　道徳教育の推進

夢へのパスポートなどを活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てる。また、道徳の授業を実施して発達段階に応じた考え方を共感できるような雰囲気作りに努める。発達段階に応じて、幼少期から規範意識等の醸成に努めるとともに、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を促す。

（２）学校評価への位置づけ

いじめ防止等の取組に係わる項目を、学校評価に位置づけ、いじめだけでなく教育活動全体が機能しているかを確認し、取組の改善に努める。

（３）いじめの未然防止

① 「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践する。

② 授業改善

すべての生徒にとって、分かりやすい授業のあり方について授業研究を行い、生徒が楽しく進んで学べる教育に努める。

③ いじめの起きない学校・学級づくり

異年齢交流活動を行い、生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や生徒が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進める。

④ 生徒の主体的活動の充実

学級活動や生徒会活動、部活動等を活用して、生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進する。

⑤ 開かれた学校づくり

「開かれた学校」の観点に立ちいじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し保護者や地域住民等の理解や協力を求める。

⑥ インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行う。

⑦ 特に配慮が必要な生徒への支援

以下の生徒を含め、特に配慮が必要な生徒について、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

・発達障害を含む、障害のある生徒
・海外から帰国した生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
・東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒

⑧ ＳＯＳの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にＳＯＳを出すこと等）ができるための教育を行う。

（４）いじめの早期発見

① 積極的ないじめの認知

生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努める。

② 自己チェックの活用

生活ノートを利用し、生徒が日々の生活を振り返るための自己チェックを行いそれを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。

③ アンケートの実施

毎月、学校生活調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努める。

④ 教育相談体制の充実

担任やスクールカウンセラーによる定期的な個別面談を行い、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。

⑤ いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録する。

⑤　家庭や地域との連携
　家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にする。また、地域の住民や関係団体との連携を進め、いじめ等の早期発見に努める。
⑥　職員間の情報交換
　情報の確実な共有と速やかな対応を心掛ける。
⑦　いじめ対策委員会への報告
いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有する。

（５）いじめの解消について

　いじめの解消については、少なくとも次の二つの用件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。
①　いじめに係わる行為が止んだ後、相当の期間（３か月を目安）を経過していること。
②　被害児童生徒が心身の苦痛を受けていないことについて、本人及び保護者に面談等で確認すること。

（６）いじめの事案対処

①　「いじめ対応サポート班」による対応
　特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害生徒を守る。
②　被害・加害生徒への対応
　いじめを受けたあるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切な指導を行う。
③　外部人材の活用と関係機関との連携
　必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じる。
④　警察との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応する。

（７）いじめによる重大事態への対処（「いじめ防止対策推進法」第２３条に基づく義務）

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行う。
①　重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告する。
②　学校が調査主体になる場合は、調査組織を設置し事実を把握する時点で指導部長が報告書をまとめて教頭に報告・提出し、指導方針を立てる。その後、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告など必要があれば、教頭・学年主任・指導部長が校長の指示に従って行う。
（事実の把握）→（指導部長：レポート化）→（教頭）→（校長）
③　市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

４　いじめの防止等のための組織

（１）いじめ対策委員会

　いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて開催する。職員会議などでは情報交換を行う。
（構成員）校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、
　　教育相談担当、スクールカウンセラー等

（活動）・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成・研修
・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子供を育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
・学校におけるいじめ問題への取組の点検
・いじめの認知
・「いじめ対応サポート班」の設置
・教育委員会や関係機関等との連携
・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの点検
・学校いじめ防止基本方針の見直し

（２）いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行う。

（構成員）軽度　Ａ　生徒指導主事、担任、教育相談、養護教諭
重度　Ｂ　生徒指導主事、担任、教育相談、養護教諭、教務主任、ＳＣ

（活動）・当該いじめ事案の対応方針の決定
・関係者からの聴取等による情報収集
・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
・被害生徒やその保護者への継続的な支援
・加害生徒への指導やその保護者への説明
・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携

（３）組織図

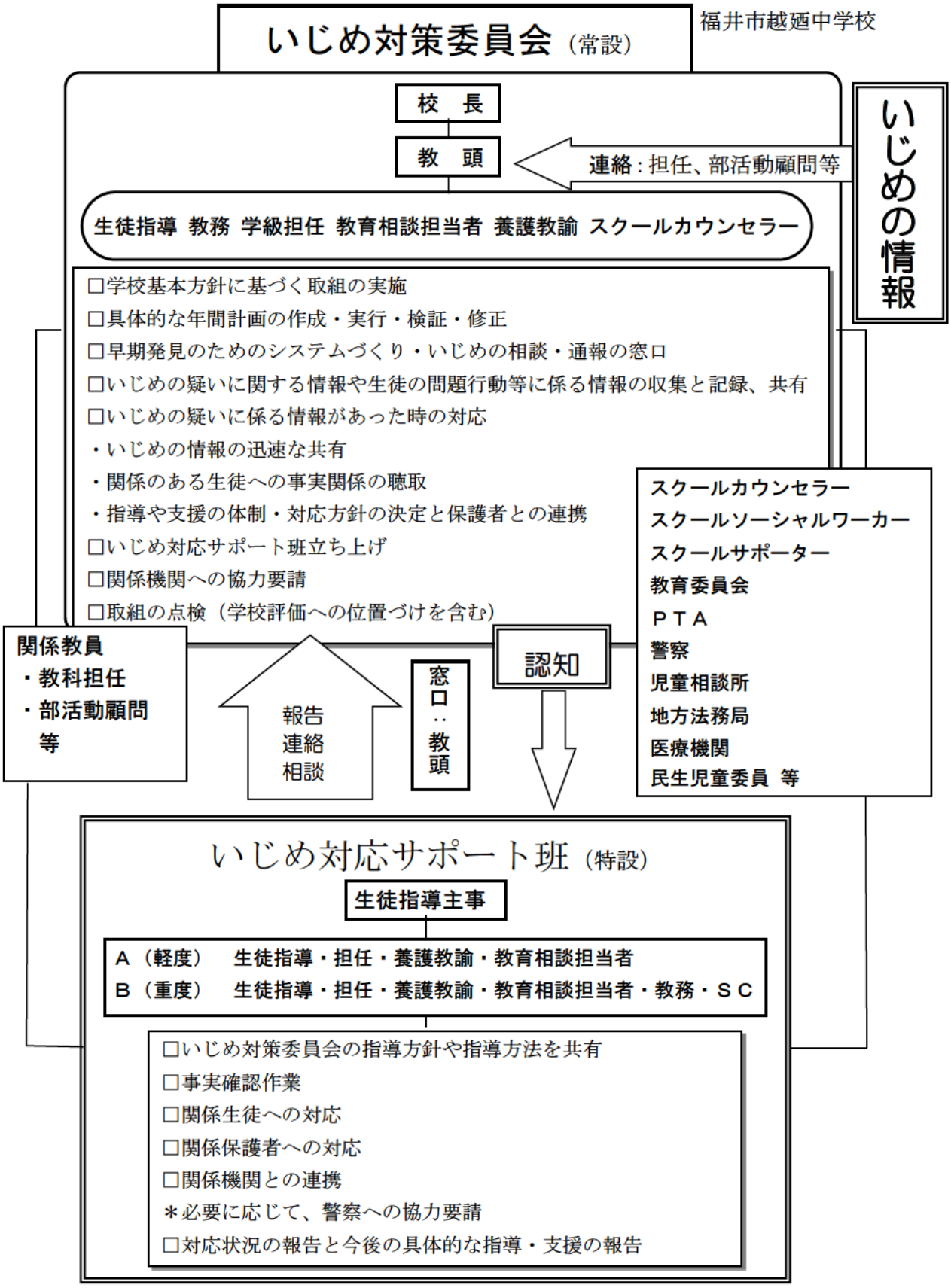
福井市越廼中学校
いじめ対策委員会（常設）
校　長
教　頭
連絡：担任、部活動顧問等
いじめの情報
生徒指導 教務 学級担任 教育相談担当者 養護教諭 スクールカウンセラー
□学校基本方針に基づく取組の実施
□具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
□早期発見のためのシステムづくり・いじめの相談・通報の窓口
□いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
□いじめの疑いに係る情報があった時の対応
・いじめの情報の迅速な共有
・関係のある生徒への事実関係の聴取
・指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
□いじめ対応サポート班立ち上げ
□関係機関への協力要請
□取組の点検（学校評価への位置づけを含む）
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー
スクールサポーター
教育委員会
ＰＴＡ
警察
児童相談所
地方法務局
医療機関
民生児童委員 等
関係教員
・教科担任
・部活動顧問
等
報告
連絡
相談
窓口：教頭
認知
いじめ対応サポート班（特設）
生徒指導主事
Ａ（軽度）　生徒指導・担任・養護教諭・教育相談担当者
Ｂ（重度）　生徒指導・担任・養護教諭・教育相談担当者・教務・ＳＣ
□いじめ対策委員会の指導方針や指導方法を共有
□事実確認作業
□関係生徒への対応
□関係保護者への対応
□関係機関との連携
＊必要に応じて、警察への協力要請
□対応状況の報告と今後の具体的な指導・支援の報告

５　いじめ対策の年間行動計画

〔４～６月〕　　福井市越廼中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		１年生	２年生	３年生
４月	**いじめ対策委員会** ・基本方針確認 ・年間計画策定 **職員会議** ・年間計画周知 ・教員の意識点検 **ＰＴＡ総会** ・基本方針の公表 いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応 **職員会議：情報交換**	**いじめの自己チェック** 学校生活調査 → 報告 → 生徒フィードバック 学校生活オリエンテーション **道徳　望ましい生活習慣、健康、節度** **情報モラル教育** ・ネットモラル、犯罪防止等 １年生の中学生活適応のための個人面談 （今年度の新入生はなし）		
５月	**職員会議：情報交換**	**いじめの自己チェック** 学校生活調査 → 報告 → 生徒フィードバック **生徒総会　・自主的な活動** こしのさかなまつり **道徳　自主、自律、自由と責任** ＳＣとの個人面談（全校対象）		**修学旅行** ・計画づくり ・役割の自覚 ・集団の協力

6月	**生徒の実態調査と生徒意識調査の実施** 授業研究 ・授業改善 ・学習規律 子どもの居場所、絆づくり **職員会議：情報交換**	**いじめの自己チェック** 学校生活調査 → 報告 → 生徒フィードバック ~~連合音楽会~~ **中体連夏季大会に向けて** ・チームとしてのまとまり、仲間の尊重等 地震・津波対応　避難訓練 **道徳　温かい人間愛、人を思いやる心**

〔７～９月〕

	教員の動き等	生徒の活動等 １年生	２年生	３年生
7月	**いじめ対策委員会** ・学校生活調査等をもとに状況把握 ・取組の見直し **指導主事訪問Ⅰ** **家庭・地域・学校協議会①** **・基本方針の公表** 保護者会 ・情報や意見収集 取組評価アンケート①分析 ・同じ項目で ・未然防止に生かす **職員会議：情報交換**	**いじめの自己チェック** 学校生活調査 → 報告 → 生徒フィードバック 個別面談　４月からの振り返り **文化祭・体育大会計画** ・コミュニケーション力育成 、自主的な計画等 **ひまわり教室** ・休み前非行防止教室、犯罪防止等ＳＯＳの出し方の研修 **道徳　社会参画、公共の精神** **職場体験学習** ・計画づくり ・役割の自覚 ・集団の協力 気がかりな生徒への対応 家庭訪問、電話連絡等		

8月	職員会議：情報交換 いじめに関する校内研修	
9月	いじめ対策委員会 ・学校生活調査等をもとに状況把握 ・取組の見直し 職員会議：情報交換	いじめの自己チェック 学校生活調査 → 報告 → 生徒フィードバック 体育大会　学校祭　絆づくり 三校交流校外学習 道徳　信頼、友情

〔１０～１２月〕

	教員の動き等	生徒の活動等		
		１年生	２年生	３年生
10月	生徒の実態調査と生徒意識調査の実施 学級経営案の見直し 職員会議：情報交換	いじめの自己チェック 学校生活調査 → 報告 → 生徒フィードバック 個別面談　１学期の振り返り 教育ウィーク 体験的学習、進路説明会 道徳　公正、公平、社会正義		

11月	**職員会議：情報交換** 人権教育・人権週間に関する校内研修会 ・全校公開道徳週間 ・人権集会のもち方	**いじめの自己チェック** 学校生活調査 → 報告 → 生徒フィードバック ＳＣとの個人面談（全校対象） 不審者対応　避難訓練 ＳＯＳの出し方研修 **三校交流学習会** 『越廼 PR』小中合同事業 （水仙の配布） **道徳　公正、公平、社会正義**
12月	**家庭・地域・学校協議会②** **指導主事訪問Ⅱ** **いじめ対策委員会** ・学校生活調査等をもとに状況把握 ・取組の見直し 取組評価アンケート②分析 ・同じ項目で ・前回①との比較 保護者会 ・情報や意見収集 **職員会議：情報交換**	**いじめの自己チェック** 学校生活調査 → 報告 → 生徒フィードバック **越廼サミット** **人　権　週　間** **道徳　希望と勇気　克己と強い意志**

〔１～３月〕

	教員の動き等	生徒の活動等 １年生	２年生	３年生
１月	職員会議：情報交換	いじめの自己チェック 学校生活調査 → 報告 → 生徒フィードバック 立志式 ・役割の自覚 ・集団の協力 ・自己の決意 ・立志式の実施 道徳　国際理解、国際貢献 気がかりな生徒への対応 家庭訪問、電話連絡等		
２月	家庭・地域・学校協議会③ ・１年間の取組の振り返り、見直し 生徒の実態調査と生徒意識調査の実施 職員会議：情報交換 情報発信	いじめの自己チェック 学校生活調査 → 報告 → 生徒フィードバック 道徳　感謝 個別面談　２学期の振り返り		
３月	職員会議：情報交換 いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度への計画見直し ↓ 職員会議 ・課題確認	いじめの自己チェック 学校生活調査 → 報告 → 生徒フィードバック 卒業証書授与式　・自己を見つめ、これからを考える 進路説明会 ・高校調べ ・進路選択について		

※いじめ対応サポート班（いじめが起きたときに設置）：早期解決に向けた取組の実施
※職員朝礼（毎日）：気がかりな点についての速やかな情報共有
※職員会議（月１回）：いじめの未然防止に向けた情報の共有と指導の経過の報告